

平成31年度

税制及び税務行政に関する

建 議 書

関東信越税理士会

平成 31 年度税制及び税務行政に関する建議書

目 次

I. 基本的な考え方	1
II. 建議書の構成と概要	1
III. 税制に関する意見内容	
1. 所得税法関係	5
2. 相続税法関係	8
3. 法人税法関係	10
4. 所得税法・法人税法共通関係	11
5. 消費税法関係	13
6. その他の国税関係	15
7. 地方税関係	15
IV. 納税環境整備に関する意見内容	17

(凡例)

〈法令等の略称〉

本文中の解説の根拠となる法令等を（ ）内に表記する場合には次の略称を用いる。

また、条数は「1・2・3」、項数は「①・②・③」、号数は「一・二・三」で表示する。

「通則」……………国税通則法	「消法」……………消費税法
「通則令」……………国税通則法施行令	「消令」……………消費税法施行令
「所法」……………所得税法	「消基通」……………消費税法基本通達
「所令」……………所得税法施行令	「地法」……………地方税法
「所基通」……………所得税基本通達	「地令」……………地方税法施行令
「法法」……………法人税法	「地法附則」……………地方税法附則
「法令」……………法人税法施行令	「地令附則」……………地方税法施行令附則
「法規」……………法人税法施行規則	「措法」……………租税特別措置法
「法基通」……………法人税基本通達	「措令」……………租税特別措置法施行令
「相法」……………相続税法	「耐令」……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令
「相基通」……………相続税法基本通達	
「財基通」……………財産評価基本通達	

I. 基本的な考え方について

税理士法第49条の11（建議等）において「[税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。]と規定されている。この規定に基づき、関東信越税理士会（以下「本会」という）では、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目的として、税制改正及び税務行政に関する建議書を作成し、所管の官公署に対して建議している。

なお、建議書は下記の観点に基づき作成している。

- ① 公平な税負担
- ② 必要最小限の事務負担
- ③ 透明な税務行政
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 理解と納得のできる税制

II. 建議書の構成と概要

「本会」の建議項目は、所属する会員から毎年9月末日をめぐりに意見収集し、提出された意見を基にして本会調査研究部において取りまとめを行い、理事会における審議を経て公表している。なお、「税制改正大綱」等に取り上げられた項目や詳細な検討の上で新たな意見形成が必要な項目については、建議書への掲載を見合わせている。

平成31年度税制及び税務行政に関する要望として会員より128項目の意見が提出され、そのうち50項目を採用し、「税制に関する意見－47項目」、「納税環境整備に関する意見－3項目」に大別した上で税制に関しては各税目に分類している。

平成31年度における50項目の概要は以下のとおりである。

III. 税制に関する意見－47項目

1 所得税法関係(16項目)

- (1) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を延長すること
- (2) 土地等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること
- (3) 青色申告の純損失の繰越控除期間を相当期間延長すること
- (4) 不動産所得に係る損益通算制度の特例を廃止すること
- (5) 準確定申告の申告期限を見直すこと
- (6) 事業承継者の青色申告承認申請の提出期限を見直すこと
- (7) 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例を廃止すること

- (8) 年少扶養親族に対する所得控除を復活させること
- (9) 所得控除における雑損控除の順序を見直すこと
- (10) 寡婦控除及び寡夫控除の適用範囲、適用要件を見直すこと
- (11) 配偶者（特別）控除を廃止すると同時に、基礎控除を引き上げること
- (12) 離婚時に於ける不動産による財産分与に対してなされる譲渡所得課税を繰り延べる
こと
- (13) 復興特別所得税を見直すこと
- (14) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること
- (15) 所得税のうち基礎的な人的控除について、一定額までの所得について税負担を課さないゼロ課税方式へ見直すこと
- (16) 居住用不動産に係る 3,000 万控除適用要件を見直すこと **（新規）**

2 相続税法関係(6項目)

- (1) 連帯納付義務の制度を廃止すること
- (2) 法定耐用年数を経過した家屋及び敷地(宅地)等の評価減を設けること
- (3) 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること
- (4) 財産評価基準に土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」について土地の評価減の基準を明示又は個別対応」とする旨を評価基準書に記載すること
- (5) 遺留分減殺請求に係る確定日の明確化、更正の請求期限を延長すること **（新規）**
- (6) 贈与税の基礎控除の引き上げ及び税率の緩和及び子育て世代等への税率を緩和すること

（新規）

3 法人税法関係(4項目)

- (1) 役員給与損金算入規定等について見直すこと
- (2) 退職給付引当金、賞与引当金の損金算入制度を創設すること
- (3) 受取配当金等は全額益金不算入にすること
- (4) 中小法人以外の法人の交際費について一部損金算入を認めること **（新規）**

4 所得税法・法人税法共通関係(4項目)

- (1) 少額減価償却資産の取得価額基準額を引き上げること

- (2) 減価償却計算の方法を簡素化すること
- (3) 電話加入権について減損又は減価償却による損金算入を認めること
- (4) 自動車リサイクル預託金は、車両の取得価額に含めての計上を認めること (新規)

5 消費税法関係(7項目)

- (1) 納税義務の免除制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者とすること
- (2) 消費税届出書及び申請書の提出期限を見直すこと
- (3) 消費税法に申告期限の延長の特例を設けること
- (4) 複数(軽減)税率制度を見直すこと
- (5) 帳簿方式を維持し、インボイス制度の導入を見直すこと
- (6) 消費税の仕入れ税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件を緩和すること。
- (7) 「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書」の承認日を変更すること (新規)

6 その他の国税関係(2項目)

- (1) 印紙税を廃止すること
- (2) 土地及び建物の所有権移転登記に係る登録免許税を免除すること (新規)

7 地方税法関係(8項目)

- (1) 事業税の外形標準課税は中小企業には導入しないこと
- (2) 住民税における所得控除金額を所得税における控除額と同額にすること
- (3) 事業所税を廃止すること
- (4) ゴルフ場利用税を廃止すること
- (5) 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること
- (6) 家屋の評価に関する資料の保存を義務付けること (新規)
- (7) 年の中で事業を廃止した場合の個人事業税の申告期限を見直すこと (新規)
- (8) 法人住民税、法人事業税に繰戻し還付制度を設けること (新規)

IV. 納税環境整備に関する意見(3項目)

- (1) 相続時精算課税の確認時の納税者の利便性を向上すること (新規)

- (2) 国税庁HPにより国税の納付書等を印刷できるようにすること
- (3) 全ての申告について電子申告可能とすること (新規)

Ⅲ. 税制に関する意見内容

1 所得税法関係

(1) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を延長すること(措法37の12の2⑥)

その年の前年以前3年以内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から控除される。上場株式等に係る譲渡損失は、上場株式等に係る配当所得とのみ損益通算が可能と限定されている。そこで、譲渡損失はその年の前年以前3年以内を5年以内と期間の延長を要望する。

(2) 土地等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること(所法69、措法31、32)

損益通算制度は、適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるが、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税されることになった。さらに、この損益通算等の廃止によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。したがって、土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めるべきである。

(3) 青色申告の純損失の繰越控除期間を相当期間延長すること(所法70)

青色申告法人の欠損金の繰越期間が10年、増額更正及び減額更正並びに更正の請求に係る期間が、原則5年で統一されている。これらの期間と比較し、青色申告者の純損失の繰越期間が3年であることは、均衡を失っており、少なくとも5年に延長すべきである。

(4) 不動産所得に係る損益通算制度の特例を廃止すること(措法41の4)

この特例は平成4年より土地価格の高騰を抑えるために導入された制度で、土地下落が著しい現在では、その制度の存在意義がなく即刻廃止すべきである。支払利子の負担により所得が減少しているにも関わらず、損益通算を認めないのは、担税力からいっても問題である。平成10年度の税制改正で、すでに法人税の新規取得土地等に係る負債利子の特例は廃止されており、法人税との公平性からも廃止すべきである。

(5) 準確定申告の申告期限を見直すこと(所法124、125)

準確定申告の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内であるが、相続人等が国外など遠隔地に居住することも珍しくなくなっている現状を考慮すると、申告期限までの期間が短すぎる。従って、準確定申告の期限を相続開始があったことを知った日の翌日から8ヶ月以内とすべきである。

(6) 事業承継者の青色申告承認申請の提出期限を見直すこと(所法144)

現在、相続による事業承継は、家長主義でもないために事業承継にあたって分割協議に際して時間を要することが多くなっている。

所得税の不動産所得や事業所得について青色申告者であった被相続人の事業承継者において帳簿等の要件が満たしている場合には、提出期限を延長すべきである。

(7) 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例を廃止すること(所法56)

所得税法は個人単位課税が原則であるが、同一生計親族が事業から対価の支払いを受ける場合には、例外として所得税法56条が適用される。

しかし、近年に女性の社会進出などにより社会の構造、就業形態、家族のあり方までもが著しい変化を遂げている。従って家長たる事業経営者による支配関係がある個人事業という捉え方が当てはまらない実情となっている。

法人税との整合性の観点からも、所得税においても生計を一にする親族に対する支払について、必要経費の算入を認めるべきである。

(8) 年少扶養親族に対する所得控除を復活させること

(所法2条34号の2、3、所法84、平成22年度所得税法等改正法附則5条)

児童手当等の給付は社会保障制度のひとつとして子育て支援が目的である。一方、所得(扶養)控除制度は、所得税法上の制度であり、社会保障制度が改正されたからといって廃止すべきものではない。従って、年少扶養親族に対する所得控除を復活すべきである。

(9) 所得控除における雑損控除の順序を見直すこと(所法87①)

(理由及び意見)

扶養控除や社会保険料控除等、納税者が負うべき生活の基盤となる人的控除や社会共通

費用とも言うべき諸控除を無視し、雑損控除をまず控除すべきとする必然性は認められない。これら担税力の弱体化した今回の東日本大震災のような被災納税者の保護という観点から、雑損控除の控除順序は最後とすべきであり、控除しきれない雑損控除額は次年度以降控除額が終了するまでの期間にわたり繰り越しを認めるべきである。

(10) 寡婦控除及び寡夫控除の適用範囲、適用要件を見直すこと

(所法2①三十、三十一 所令11、措法41の17、所基通2-40)

(理由及び意見)

現行の寡婦控除は、民法上の婚姻関係が前提となっているが、婚姻関係のない母子・父子に対して寡婦控除の適用範囲を拡大すべきである。

また、寡婦控除と寡夫控除の適用には、扶養親族の有無・所得制限等に男女差があり、また男性には特別の寡夫という制度がなく、その範囲及び適用要件を統一すべきである。

(11) 配偶者(特別)控除を廃止すると同時に、基礎控除を引き上げること(所基通36-38の2)

(理由及び意見)

女性の社会進出の阻害要因となっている配偶者(特別)控除を廃止し、基礎控除を引き上げるべきである。これにより、所得税の「150万円の壁」や社会保険の「130万円の壁」を排除できるものとする。

(12) 離婚時に於ける不動産による財産分与に対してなされる譲渡所得課税を繰り延べること

(所法33条1、59条、民法762条、768条)

(理由及び意見)

1. 婚姻中における「実質的共有財産」にかかる清算・分割である財産分与は、配偶者の潜在的持分の顕在化に過ぎないことから、そもそも資産の譲渡は存在しない。

2. 最判昭50年5月27日における「代物弁済援用理論」は、先行する「有効な債権額の存在」と「本来の弁済に代えて行われる給付」という2要件を欠いていることから、援用不要である。

3. 「財産分与義務の消滅」という「経済的利益」には担税力が無く、そこに課税することは所得税課税の原則に反する。

4. 分与を受けた者に取得価額及び取得時期を引き継がせ、その後の譲渡においてキャピタルゲイン課税を行う方が、納税者理解も得られると考える。

以上の点から、離婚時に於ける不動産による財産分与に対してなされる譲渡所得課税を

繰り延べるべきである。

(13) 復興特別所得税を見直すこと(復興財源確保法28②)

復興特別所得税は所得税率を見直すことにより財源を確保した上で、所得税に吸収し、その一部を復興特別所得税とみなして復興の財源にすべきである。

(14) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること(措法26、67)

(理由及び意見)

この制度は、租税特別措置により小規模及び開業早々の医業者の経営安定を図るための暫時税負担を軽減させる目的で創設されたが、昨今の医療機関についてみればその目的は達しており、その他の事業者や給与所得者との公平を維持することからも医業にのみ特例を残す必然性はなく早期に廃止するべきである。

(15) 所得税のうち基礎的な人的控除について、一定額までの所得について税負担を課さないゼロ課税方式へ見直すこと(所法79、81、81、83、83の2、84、86条)

(理由及び意見)

現行の所得控除方式は、適用税率の高い高所得者に有利な制度であることから、所得控除の一部については、すべての納税者が一定額まで同一の軽減効果が得られる税額控除方式又はゼロ税率方式(一定の課税所得まで税率をゼロとする方式)への変更を検討すべきである。

(16) 居住用不動産に係る 3,000 万控除適用要件を見直すこと (措置法69の4) (新規)

(理由及び意見)

被相続人の居住用財産を譲渡した場合において措置法 69 条の 4 (小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例) に該当する居住用財産については、建築年に関わらず、3,000 万円の控除を認めるべきであり、かつ「居住しなくなってから 3 年」の期限を延長すべきである。

2 相続税法関係

(1) 連帯納付義務の制度を廃止すること(相法34)

(理由及び意見)

相続税法の改正により納税者の増加、納税額の増加が見込まれるなかで、自らの意思で連帯保証の責めを負った訳でもないのに、この制度により連帯保証債務を背負う結果になってしまうのは、到底納税者の理解を得られない。よってこの際、この制度は廃止すべきである。

(2) 法定耐用年数を経過した家屋及び敷地(宅地)等の評価減を設けること(財基通89)

(理由及び意見)

現行の家屋の相続税評価額は、固定資産税評価額に1.0倍をした金額となっている。固定資産税評価額は法定耐用年数を経過したものであっても、「最終残価率」が再建築価格の20%と設定されているため、これを下回る評価額とはならない。

固定資産税評価額に不服がある場合には審査の申出ができるが、固定資産税の課税のための制度であり、相続という偶発的な場合にはなじまないものとする。

そこで、耐用年数を経過した家屋については、経過年数に応じた(5年単位など)減額措置を設けるべきとする。また、当該敷地も更地にするためには、家屋の取壊し等の利用制限があるので減額措置を設けるべきである。

(3) 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること

(理由及び意見)

取引相場のない株式の評価については、①相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等についても通常の評価とすること、②評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすること、③土地保有特定会社等の特殊な評価方法を見直すことが必要である。

取引相場のない株式は、市場性や換価性が乏しいにも関わらず、上場株式と比べ割高な評価額となっている。このような割高な評価は、同族会社の経営者にとっては深刻な問題となっており、特に取引相場のない株式以外に相続財産がない場合は納税原資がなく、事業承継自体が困難になる場合がある。最近の中小企業における経営の承継の円滑化のための施策に合わせて、評価の適正化を図るべきである。

(4) 財産評価基準に土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」について土地の評価減の基準を明示又は個別対応とする旨を評価基準書に記載すること

(理由及び意見)

近年、豪雨、地震等により甚大な人的被害を伴う土砂災害が頻発し、同法に対する国民

の関心も高まっている。特に、土砂災害特別警戒区域においては、建築物の構造規制、特定開発行為に関する許可制等の規制がかかり、建築物の移転等の勧告がされる場合もあるため、土地価格に与える影響は大きく、事実上、売却困難になっている事例も見受けられる。しかし、現行の財産評価基準では、こうした実情に対応しうる評価減の基準が存在しないため、評価実務における混乱が予測される。よって、早急に新たな評価減の基準を明示するか、又は「個別対応」とする旨評価基準書に記載すべきである。

(5) 遺留分減殺請求に係る確定日の明確化、更正の請求期限を延長すること

(相法第 32 条①三) **(新規)**

(理由及び意見)

裁判等を起こさず当事者間の話し合いのみで支払いの合意がなされれば、当初の減殺請求日をもって確定日とされるため、遡及確定日とせず、支払いの事実をもって確定日とする。仮に、減殺請求日を確定日とするならば、合意に要した期間が 4 ヶ月を超えると更正の請求不能となることから、期限の見直しを行うべきである。

(6) 贈与税の基礎控除の引き上げ及び税率の緩和及び子育て世代等への税率を緩和すること

(相法 21 の 5、21 の 7 措法 70 の 2 の 3・4) **(新規)**

(理由及び意見)

高齢者層に偏在しているという個人資産の移転を図るのであれば、贈与による移転をしやすくし、経済的効果を図るためにも基礎控除を引き上げるべきである。

3 法人税法関係

(1) 役員給与損金算入規定等について見直すこと(法法34)

(理由及び意見)

会社法制定により役員報酬の利益処分手続きが廃止され、会計基準の改正により役員給与が職務執行の対価と位置付けられるなど、抜本的に見直されたが、法人税法第 34 条(役員給与の損金算入)の規定は、損金の額に算入される役員給与を限定列挙するという形式になっている。

役員給与は職務執行の対価であるから、法人税法第 22 条により原則として損金の額に算入され、恣意性のあるもの等の課税上弊害があるものについてのみ損金の額に算入しないのが本来の姿であると考えられる。

したがって、損金不算入とする役員給与を明示した上で、役員報酬及び賞与について株

主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については、経営者のモチベーションを高めるためにも、不相当に高額なものを除き原則として損金の額に算入すべきである。

(2) 退職給付引当金、賞与引当金の損金算入制度を創設すること(旧法54)

(理由及び意見)

退職給付引当金、賞与引当金は、一般に公正妥当と認められる会計基準が支持し、中小企業会計指針、中小会計要領においてもこれを推進する理念的に適切妥当であるとする根拠を有するものである。退職給付引当金については、就業規則等に基づく労働法規上も制約拘束される法的責務として認識すべきものである以上、これを否定することの妥当性は見出しえず、賞与引当金についても、就業規則等により支給条件が規定されている条件債務たるべきもの、事業年度末までに支給の明示がなされているものは債務の認識として引当計上されることは当然であって、損金算入を認めるべきである。

(3) 受取配当金等は全額益金不算入にすること

(理由及び意見)

平成27年度税制改正で、法人税率引下げの財源確保のため、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられたことが、株主としての地位に基づいて配分される剰余金については、支払法人側で損金算入されない。これが受取法人側で課税されてしまうと、同一の経済価値に対して二重に課税することになる。受取配当等の益金不算入制度は、二重課税を排除する趣旨で設けられているものであることから、「完全子法人株式等及び関連法人株式等」以外の株式等に係る受取配当等についても全額を益金不算入とすべきである。

(4) 中小法人以外の法人の交際費について一部損金算入を認めること

(措法42の3(2)、措法61条の4)(新規)

(理由及び意見)

資本金又は出資金1億円超の法人であっても、実質中小法人に近い規模の法人もあるため、例えば資本金又は出資金1億円超5億円以下の法人については、交際費800万円までは10%損金不算入とする等、損金算入を一部でも認めるべきである。

4 所得税法・法人税法共通関係

(1) 少額減価償却資産の取得価額基準額を引き上げること(法令133、所令138)

(理由及び意見)

少額減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は10万円未満とされ、20万円未満の減価償却資産については3年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。さらに、中小企業に対しては、平成30年3月までの間、年間の損金算入金額の上限を300万円として取得価額30万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。しかし、税制の簡素化の観点から、これらの制度を統合して少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満とすべきである。

(2) 減価償却計算の方法を簡素化すること(所120、法48)

(理由及び意見)

平成19年度の改正により、減価償却制度の見直しが行われ、残存価額と減価償却限度額が廃止されたことは有意義であるが、あまりに計算が複雑である。中でも、定率法の計算においては耐用年数経過後の簿価を1円にするために計算が極めて複雑である。償却の途中で定額償却に切り替えることなく、そのまま期首簿価に定率を乗じていく方法などの計算の簡素化が望まれる。新しい定率法の計算は実務を無視したもので有り、早急に見直しをすべきである。

(3) 電話加入権について減損又は減価償却による損金算入を認めること(所令6、法令12)

(理由及び意見)

電話加入権は、無形固定資産として取得価額で計上されており、損金算入は認められていない。また、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準では、電話加入権は減損会計の適用対象とされている。よって、電話加入権について減損による損金算入を認めるべきである。なお、減損処理は、一時に多額の損金算入を認めることとなるため、税収確保の観点から減損処理又は減価償却制度を適用し、費用配分の方法により損金算入を認めるべきである。

(4) 自動車リサイクル預託金は、車両の取得価額に含めての計上を認めること

(所令120・法48)(新規)

(理由及び意見)

車両が処分されるまで個別に資産計上することは、売却時においても事務処理が煩雑であり、売却価額に含められたり、別途で返却されたり事業者によって取扱方法も一定でな

いため、自動車リサイクル預託金は、車両の取得価額に含めての計上を認めるべきである。

5 消費税法関係

(1) 納税義務の免除制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者とすること

(消法2①十四、9)

(理由及び意見)

消費税率は、平成31年10月から10パーセントに引き上げられるが、「新聞」や「外食を除く食料品」は8%に据え置かれることになる。社会保障財源としてさらなる税率の引き上げが必須になるであろうが、基準期間の課税売上高1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税売上高が数億円でも消費税の納税義務が生じないことは不合理である。

また、平成35年からの適格請求書(正式インボイス)は「新聞」や「外食を除く食料品」の8%に据え置かれた事業にかかわる者しか関係がないにもかかわらず、500万件相当の現行の免税事業者が取引から排除されてしまう可能性を持っている。

税率の引き上げの際に、30年近く経過した消費税制度を抜本的に見直し、特に基準間制度など廃止して事業者は課税事業者であることを前提とし、零細の個人事業者の課税事務手続きなどを考慮したうえで、限界税額控除制度や一定額の基礎控除(例：年消費税38万円)以下の場合には申告不要とする制度にすべきである。

(2) 消費税届出書及び申請書の提出期限を見直すこと(消法9④、19②、37)

(理由及び意見)

経済環境が短期間に大きく変化する中で、その課税期間の開始前日までに消費税に関する適切な判断をすることは非常に困難であり、納税額に大きな差異が生じるなど、事業者に大きな負担を強いている。したがって、各種届出書及び承認申請書の提出期限は、その適用を受けようとする課税期間に係る確定申告書の提出期限までとすべきである。

(3) 消費税法に申告期限の延長の特例を設けること(消法45)

(理由及び意見)

消費税も法人税と同様に株主総会で確定した決算により消費税の申告書を作成し提出すべきものである。法人税について、法人税法第75条の2により確定申告期限の1月間延

長を受けている法人の消費税の確定申告書の提出期限は法人税の申告期限に合わせるべきである。

(4) 複数(軽減)税率制度を見直すこと (消法29)

(理由及び意見)

軽減税率適用対象と標準税率適用対象の取引が混在し、事業者はもちろん消費者も混乱し、売買の中で税率適用に関し争いが生ずることもあり得る。また、税務調査で軽減税率とした売上を標準税率とされた場合に追徴課税されたときに消費者を探して不足の税額を請求できるのかということも含め数多くの問題がある。また、「新聞」「食料品」に限定して軽減税率を導入したとしても逆進性対策としては不十分であり、軽減税率制度そのものを早急に廃止して、社会保障を優先して給付付税額控除制度などを検討するべきである。

(5) 帳簿方式を維持し、インボイス制度の導入を見直すこと(消法2①十四、9②④-57②)

(理由及び意見)

適格請求書等保存方式(インボイス方式)は「適格請求書」の保存を仕入税額控除の要件としているが、適格請求書発行事業者登録手続きが適正に行われるか不明なうえ、事業者には多大な事務負担をかけることから、単一税率であれば、現行の「帳簿方式(請求書等保存方式)」で十分対応可能であり、導入の必要はない。また、免税事業者を市場から排除することになるので、インボイス方式は導入すべきではない。

(6) 消費税の仕入れ税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件を緩和すること。

(理由及び意見)

平成23年度改正により、基準期間の課税売上割合が5億円を超える事業者は95%ルールが使えなくなった。結果として、一括比例配分若しくは個別対応方式のいずれかを採用せざるを得なくなり、事務負担が著しく増加した。基準期間の課税売上高が5億円では多くの中小事業者が含まれることや、今後軽減税率の適用も検討されていること等を勘案すれば、例えば、課税売上割合が98%以上の場合には100%控除可能とすべきである。

(7) 「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書」の承認日を変更すること

(消法30の3)(新規)

(理由及び意見)

消費税課税売上基準に準ずる割合は、承認を受けた日の属する課税期間からとなっているが、現実には承認申請の後、相当期間経過しないと承認が得られない。例えば決算期末直前に土地を売った場合などは承認を受けることが困難となり実態にそぐわない申告となる。したがって、決算期末までに承認を受ければ適用可能とすべきである。

6 その他の国税関係

(1) 印紙税を廃止すること(印紙税法全文)

(理由及び意見)

特定文書の作成行為に対して課税されるものであるが、電子商取引が普及し電子決済が進んでいる今日において、紙の文書には課税し電子文書には課税しないのは不公平であるので廃止すべきである。

(2) 土地及び建物の所有権移転登記に係る登録免許税を免除すること(措法 72～75 条)

(新規)

(理由及び意見)

空き家問題解決のためには、登録免許税の負担軽減が必要であり、加えて高齢世代からの財産移転を促すには、贈与税の優遇措置に加え登録免許税を免除すべきである。

7 地方税法関係

(1) 事業税の外形標準課税は中小企業には導入しないこと(地法72の2)

(理由及び意見)

中小企業は大企業と比較すると財務基盤も弱く欠損法人割合も高い。外形標準課税を中小企業に導入することは、担税力のない欠損法人の経営を圧迫し、さらには中小企業の雇用確保の問題にも影響を及ぼすことになるため、中小企業に対しては外形標準課税を導入すべきではない。

なお、形式的な減資により外形標準課税を回避している法人に対しては、資本金等の額を判定基準とすべきである。

(2) 住民税における所得控除金額を所得税における控除額と同額にすること

(地法314の2①5、②他、地法34)

(理由及び意見)

所得税と地方税で所得控除額が異なるのは、根拠に乏しく、明快ではない。税額計算をわかりやすくするために所得控除額を統一すべきである。

(3) 事業所税を廃止すること(地法701の30～45)

(理由及び意見)

平成の大合併を背景に、新たに課税団体となった市が増加したが、都市集中の度合いが合併前後において何ら変わらないにも関わらず、新たな課税を強いるのは不合理であり、納税者に過大な負担を強いるものである。

(4) ゴルフ場利用税を廃止すること(地法75)

(理由及び意見)

現在のゴルフ場の利用料金は高額でなく、この制度ができた当時の状況とは大きくかけ離れている。消費税増税の時期であり、二重課税の感も高いのでこの際廃止すべきである。

(5) 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること(地法341)

(理由及び意見)

国税では少額減価償却資産として中小企業者の特例含め、30万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。償却資産税についても国税に合わせ即時損金算入資産を課税資産から除外すべきである。

(6) 家屋の評価に関する資料の保存を義務付けること (地法 388) (新規)

(理由及び意見)

家屋に関する評価資料の保存は、「努めること」とされ、保存していなくとも、市町村に特別な制裁はない。このため、市町村で評価資料を紛失する例が後を絶たない。評価資料が保存されていないならば、納税者は根拠なく、固定資産税を一方的に課税されていることになる。こうした状況に対応するため、評価資料の保存を市町村に義務付け、こうした保存がない場合、納税者の請求があれば、市町村に再評価を実施させ、公平な固定資産

税の課税を確保すべきである。

(7) 年の途中で事業を廃止した場合の個人事業税の申告期限を見直すこと

(地方税法第 72 条の 55 第 1 項) (新規)

(理由及び意見)

地方税法では、年の中途に死亡以外の事由で事業を廃止した場合には、その事業廃止後 1 月以内に事業税の申告をしなければならないと規定されている。しかし、所得税にはそのような規定はなく、個人事業税の課税標準の算定は所得税の計算方法を準用しているため、事業廃止の場合においても所得税の申告期限と同様とすべきである。

(8) 法人住民税、法人事業税に繰戻し還付制度を設けること (新規)

(理由及び意見)

法人住民税、法人事業税に繰戻し還付制度を設けることで、欠損金を控除できずに切り捨てになってしまうことを回避できる。また、繰戻し還付を受けることにより、法人の資金として活用することができるため、国税と地方税との課税標準が整合される。

IV. 納税環境整備に関する意見内容

(1) 相続時精算課税の確認時の納税者の利便性を向上すること (新規)

(理由及び意見)

納税者が提出した書類の閲覧及び謄写に関する規定の整備や、税理士証票で閲覧・謄写ができるよう、手続きも簡素化して、納税者の利便性を向上させるべきである。

(2) 国税庁HPにより国税の納付書等を印刷できるようにすること

(理由及び意見)

地方税等は、パソコンから納付書を印刷して納税用に使用できる用紙の出力ができるが、国税については、パソコンからのプリントでは納税ができないため、国税庁のHPを通じて納付書が印刷できるようにすること。

(3) 全ての申告について電子申告可能とすること (新規)

(理由及び意見)

電子政府を目標とするためには、相続税の申告書を含め全ての申告についても電子申告環境を早急に整備すべきである。